建設工事等入札参加資格審査申請書提出要領

申請書、委任状等の年月日は、記入日又は提出日を必ず記入してください。
申請書等は、Ａ４紙ファイルに綴じて提出してください。（色指定なし）

１．一般競争（指名競争）参加資格審査申請書　《様式１-工・測》

①「01　新規／更新」欄は、該当する申請区分に〇印をつけてください。
②「02　受付番号　03業者コード」　記載不要です。
③「04　法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第１項又は第２項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載ください。
④「05　建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号を経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記ください。
⑤「06　適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載ください。
⑥「13～17　担当者～メールアドレス」欄には、本組合からの問い合わせに対応できる連絡先を記載ください。
⑦「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。
⑧「19　外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「〇」を記載するとともに、［ ］内に外国名を、（ ）　内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「〇」を記載ください。
⑨「20　営業年数」欄には、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の営業年数から転記してください。測量・建設コンサルタントの希望においては、競争に参加を希望する業種に係る事業の開始日（２業種以上の時は最も早い開始日）から基準日までの期間のうち、当該事業を中断した期間を控除した期間（１年未満切捨て）を記載ください。
⑩「22　設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載ください。

２．有資格技術職員調書（建設工事）　《様式２-工》（任意様式可）

①「有資格技術職員内訳」欄は、表中の国家資格等を有する技術職員の数を記載ください。
②「入札参加希望申請」欄は、入札参加希望を申請する業種に〇印を記載ください。

〃．有資格技術職員調書（測量・建設コンサルタント等）　《様式２-測》（任意様式可）

①「有資格技術職員内訳」欄は、表中の有資技術職員の数を記載ください。
②「常時職員の数」欄は、基準日の前日において雇用している従業員数を記載ください。
　※基準日は、申請日とします。
③「入札参加希望申請」欄は、入札参加希望を申請する業種に〇印を記載ください。

３．測量等実績高確認調書（測量・建設コンサルタント等）　《様式３-測》（任意様式可）

測量・建設コンサルタントを希望する場合は、測量等実績高確認調書を提出してください。
「有資格者数」の欄には、有資格者数一覧表により対応する人数を記載ください。

有資格者数一覧表

希望業種区分	Ａ欄	Ｂ欄
測　量	測量士	測量士補
建築関係コンサルタント	一級建築士	二級建築士
土木関係建設コンサルタント	技術士	一級土木施行管理技士　一級建築士 第一種電気主任技術者 第一種伝送交換主任技術者 線路主任技術者　RCCM
地質調査	技術士（地質調査）	地質調査技士
補償関係建設コンサルタント		補償業務管理士　不動産鑑定士 土地家屋調査士　司法書士

※RCCM：シビルコンサルティングマネージャー

４．営業所一覧（建設工事）　《様式４-工》（任意様式可）

営業所が有する建設業許可を忘れずに記載してください。

５．委任状　《様式５-工・測》（任意様式可）

本組合との建設工事等の請負契約の締結を、従たる営業所に常時委任する場合に提出してください。

６．工事・測量等経歴書　《様式６-工・測》（任意様式可）

工事・測量等経歴書の記載要領により記載ください。

７．技術者経歴書　《様式７-工・測》（任意様式可）

技術者経歴書の記載要領により記載ください。

８．登録カード　《様式８-工・測》

①「01　1新規／2更新」欄は、該当する申請区分に○印をつけてください。

②「02　登録種別」欄は、登録を希望する種類の番号に○印をつけてください。重複可。

③「03　登録区分」欄は、該当する登録区分の番号に○印をつけてください。

④「04　許可番号」欄は、建設業許可番号を経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記してください。

⑤「圏内圏外区分」欄は、記入する必要はありません。

⑥「05」～「14」の各欄については、申請書等から転記ください。

※　本組合との建設工事等の請負契約の締結を、従たる営業所に常時委任する場合は、委任先について記載してください。

⑦希望業種情報については、提出書類一覧表の有資格技術職員調書（建設工事用）、有資格技術職員調書（測量・建築コンサルタント等用）の入札参加希望申請から転記ください。

９．暴力団排除に関する誓約書

暴力団排除に関する誓約書の提出がない場合は、名簿に登録しませんので必ず提出してください。本社等の所在地、商号又は名称、代表職・氏名を記載し、代表者の印を押印してください。

10．許可証明書（建設工事）（複写可）

建設業法第３条の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書等を提出ください。

〃．登録を証明する書類（測量・建設コンサルタント等）（複写可）

次に掲げる各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。

・測量業者・・・・測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録
・建築士事務所・・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録
・建設コンサルタント
　　建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条による登録
・地質調査業者
　　地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条による登録
・補償コンサルタント
　　補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条による登録
・不動産鑑定業者
　　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録
・土地家屋調査士
　　土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条による登録

測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録

第五十五条　測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録

第二十三条　一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあっては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条による登録

第二条　建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。以下同じ。）のうち、別表の上欄に掲げる登録部門に係る営業を営む者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える建設コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条による登録

第二条　地質調査業者（地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うこ

と（以下「地質調査」という。）を請け負い、又は受託する営業（以下「地質調査業」という。）を営む者をいう。以下同じ。）は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える地質調査業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条による登録

第二条　補償コンサルタント（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務（以下「補償業務」という。）の受託又は請負を行う者をいう。以下同じ。）のうち、別表に掲げる登録部門に係る補償業務を行う者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える補償コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録

第二十二条　不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあっては国土交通省に、その他の者にあってはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条による登録

第八条　調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会連合会」という。）に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

11．経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

最新のものを提出すること。ただし、当該結果通知書が手元に届いていない場合については、経営規模等評価申請書等に受付印のあるもの（写し）を添付し、当該申請に係る結果通知書が届き次第速やかに提出ください。

12．登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）（複写可）

証明書は、申請日以前３か月以内の証明日に限ります。

・法人の場合：法務局で交付される登記事項証明書
（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

・個人の場合：本籍地の市区町村で交付される身分証明書

13．納税証明書（複写可）

証明書は、申請日以前３か月以内の証明日に限ります。

法人税（国税）又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税の完全証明

・法人の場合：納税証明書　様式その３の３（法人税及び消費税）

・個人の場合：納税証明書　様式その３の２（申告所得税及び消費税）

14．建退共加入履行証明書（建設工事）（複写可）

建築業退職者共済組合に加入している者は、その証明書を添付してください。総合評定値通知書で加入確認ができる場合は、提出の必要はありません。未加入者は、これに代わる制度に加入確認できる書類を添付してください。

15. 財務諸表又は現況報告書副本の写し（測量・建設コンサルタント等）（複写可）

測量・建設コンサルタントを希望する場合は、経営状況を明らかにする書類として、次のいずれかを提出してください。

・　直近の決算期の財務書類（貸借対照表、損益計算書）
　（個人にあってはこれらに類する書類）
　　又は
・　直近の現況報告書副本の写し

16. 社会保険等の加入を証明する書類等（建設工事）（複写可）

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の当該欄で社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入状況を確認します。

①　当該欄すべてが「有」又は「除外」である場合
　社会保険等の加入を証明する書類の提出の必要はありません。

②　当該欄に１つでも「無」があり、経営事項審査後に社会保険等に加入した場合
・　健康保険及び厚生年金保険 … 年金事務所等で発行された、申請日に確認可能な月までの直近12か月（加入期間限り）の納入証明書等
・　雇用保険料 … 労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る納付書・領収証書等、雇用保険料に加入していることを証明できる書類

③　当該欄に１つでも「無」があり、経営事項審査後に社会保険等の適用除外となった場合
　その旨の理由書（様式任意）を提出してください。

提出書類一覧

◎：提出必須（当組合指定様式に限る）　　○：提出必須（任意様式可）

△：必要に応じて提出　　―：提出不用

区分	提　出　書　類	登　録　種　別		備　考
		工　事	測量等	
1	申請書	◎	◎	総務省、共通様式
2	有資格技術職員調書	○	○	当組合の様式以外でも可
3	測量等実績高確認調書	―	○	当組合の様式以外でも可
4	営業所一覧表	○	―	当組合の様式以外でも可
5	委任状	△	△	受任先からの登録の場合のみ必要 当組合の様式以外でも可
6	工事・測量等経歴書	○	○	当組合の様式以外でも可
7	技術者経歴書	○	○	当組合の様式以外でも可
8	登録カード	◎	◎	当組合様式で提出
9	誓約書	◎	◎	当組合様式で提出
10	許可証明書	○	―	複写可
	登録を証明する書類	―	○	
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	―	複写可
12	登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）	○	○	複写可
13	納税証明書	○	○	複写可
14	建退共加入履行証明書	△	―	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で加入が確認できる場合は不要。未加入者は、これに代わる制度に加入確認できる書類を添付。複写可。
15	財務諸表又は現況報告書副本の写し	―	○	複写可
16	社会保険等の加入を証明する書類又は社会保険等の適用除外であることの理由書	△	―	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で加入又は適用除外であることが確認できる場合は不要。複写可。

※　1．申請書、8．登録カード、9．誓約書以外の有資格技術員調書、測量等実績高確認調書、営業所一覧表、委任状、工事・測量等経歴書、技術者経歴書については、湯沢市など他の自治体で使用している様式や、独自の様式でもかまいません。